

共通パンフレットの作成について

1. 趣旨

これまで、食品衛生法、栄養改善法、JAS法、景品表示法等それぞれの法律に基づく表示制度を個別に解説したパンフレットはあったものの、これらの表示制度全体を一覧できるような、共通のわかりやすいパンフレットがなかったことから、消費者、事業者ともに、食品表示全体について正しく理解することが難しい等の問題点が指摘されている。

このため、厚生労働省、農林水産省、公正取引委員会が連携し、消費者、事業者の食品表示に対する理解を深めることを目的に、食品の表示制度を一覧できるような、わかりやすいパンフレットを合同で作成することとする。

2. パンフレットの特色とイメージ

消費者向けパンフレット

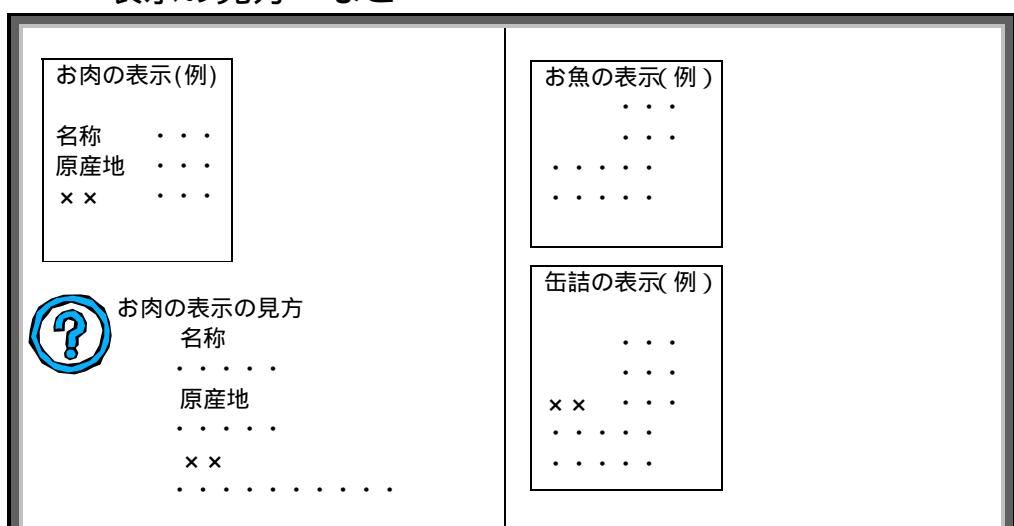
< 特色 >

代表的な食品毎に表示をわかりやすく解説。

< イメージ >

消費者を対象として、以下のような内容を収載。

- ・ 表示の実例
- ・ 表示の見方 など



事業者向けパンフレット

<特色>

個別品目ごとに、食品衛生法、栄養改善法、JAS法、景表法等に定められた食品表示制度を一元的に解説。問い合わせが多い事項の解説も含め、該当箇所を見れば、表示に関するすべてのことがわかるようとする。

<イメージ>

事業者を対象として、以下のような内容を収載。

- ・表示対象範囲
 - ・表示事項（義務表示項目、任意表示項目）
 - ・表示の実務上の考え方
- など

スイートコーン缶詰	<解説> 表示対象範囲 表示事項 1)義務表示項目 名称 形状 原材料名 固形量 ... 2)任意表示項目 ...	表示の実務上の考え方
<表示例> 		

3. 広報

可能な限り多様なルートを通じ、各消費者、事業者等に配布。

手軽に閲覧、ダウンロードができるよう、各省のホームページにも掲載。

各省合同で表示に関する説明会を開催。